

2026及び2027年度大阪公立大学イノベーションアカデミー共創研究拠点
(スマートエネルギー棟)に係るオープンスペースの運営業務の募集について

2025年11月17日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

イノベーションアカデミー共創研究拠点(スマートエネルギー棟)は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化やスマートビルの社会実装に向けた学内研究シーズの実証実験及びオープンイノベーションの場となり、企業との共創研究やスタートアップ創出を推進するための産学官民リビングラボ施設として2025年度4月より運営を開始した(施設の概要については別紙1参照)。施設内のオープンスペースでは、学内・学外の人々が自由に行き交い、交流し、共創することを目的としている。そこで、このオープンスペースで活発な運営をするために、経験豊かな事業者のノウハウを活用し、運営の基本方針に沿った企画提案を募集する。

2 内容

(1) 業務名称

2026及び2027年度大阪公立大学イノベーションアカデミー共創研究拠点(スマートエネルギー棟)に係るオープンスペースの運営業務

(2) 業務内容 詳細は別紙2「仕様書」のとおり

(3) 履行期間 2026年4月1日(水)から2028年3月31日(金)まで

3 契約上限額(これを超える提案及び契約はできません。)

44,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件

全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

(6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。

(8) 下記の条件を満たす、オープンイノベーションやリビングラボ等の機能を持つスペースを、2020年度以降に運用した実績があること。なお、該当事業は元請として契約締結し、履行を完了した実績とする。

- ・延床面積300㎡以上の空間を有し、オープンイノベーションやリビングラボ等の機能を持つスペースであること

- ・利用者間の交流促進を促すためのスタッフが一定時間常駐する有人施設であること

(9) 大学等の教育研究施設において、2020年度以降にオープンイノベーションやリビングラボ等の機能を持つスペースの企画/運営実績があること。なお、該当事業は元請として契約締結し、履行を完了した実績とする。

5 資料の交付

(1) 資料の種類 別紙2「仕様書」

(2) 資料交付申請期間 公告の日から2025年12月2日（火）午後5時まで

(3) 資料の交付方法

本プロポーザルでは、関係資料をホームページにて交付するが、資料のうち別紙2「仕様書」の交付には、「資料等の交付願い」（様式1）を提出しなければならない。

【手順】

① 「資料等の交付願い」に必要事項を記入してください。

② ①にて作成したファイルを電子メールに添付して、資料交付申請期限までに下記のメールアドレスあてに送信してください。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】の資料等の交付願い」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

- ・法人にてメール添付資料の内容を確認した時点で、受付完了とします。なお、受付完了した日の2日後（土日祝日除く）までに、法人より返信メールにて、資料交付のためのURLを通知します。

- ・ 法人からの返信メールが届かない場合、資料がダウンロードできない場合は、16(1)契約担当課までお電話にてお問い合わせください。なお、法人あてにメールを送信した日の3日後（土日祝日除く）17時までにお問い合わせがなく、法人にてメール受信が確認できない場合は、資料を交付できません。
- ・ 資料の交付申請をしていない者の企画提案は無効となります。

6 参加申込書及び第1次審査に係る書類の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|---|-----|
| ①公募型プロポーザル参加申込書（様式2） | 2 部 |
| ②契約実績調書（様式3） | 2 部 |
| ③契約実績調書（様式3）の内容を証明する契約書等の写し | 2 部 |
| ④契約実績調書（様式3）に記載した業務が分かる書類 | 2 部 |
| ※「4 参加資格要件」(8)(9)の内容、スペースの
想定使用人数が分かるように記載すること | |
| ⑤会社概要等（参考資料） | 2 部 |
| ⑥誓約書（元請用） | 1 部 |

(2) 提出部数等

①紙媒体

正本、副本を各1部ずつ提出すること。副本は正本をそのまま複写し、法人名など応募業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）すること。

②電子媒体

正本及び副本のデータ

※セキュリティに配慮した手段で提出すること。

③会社概要等

2部提出すること。マスキングは不要とする。

- (3) 受付期間 公告の日から2025年12月2日（火）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。）
提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を

伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

- (4) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本1部、会社概要2部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】の参加申込書類の電子媒体」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、16（1）電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

- (5) 参加資格審査の結果通知

審査の結果は、2025年12月10日（水）から2025年12月11日（木）の間に参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。なお、参加を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

- (6) 第1次審査の結果通知

審査の結果は2025年12月17日（水）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。ただし、参加資格審査通過者が4者以下の場合は、第1次審査を省略する。

7 募集要項についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から2025年11月25日（火）午後5時まで
- (2) 受付先 16（1）に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu. ac. jp 】
[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

※データ形式は変更しないこと。

（４）回答日 2025年12月1日（月）

（５）回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

8 仕様書等その他資料についての質問

（１）受付期間 公告の日から2025年12月9日（火）午後5時まで

（２）受 付 先 16（１）に同じ

（３）質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu. ac. jp 】
[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

※データ形式は変更しないこと。

（４）回答日 2025年12月15日（月）

（５）回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9 第2次審査に係る書類の提出

（１）提出資料 別紙3「企画提案書作成要領」のとおり

①紙媒体

正本、副本を提出すること。副本は正本をそのまま複写し、法人名など応募業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）すること。

②電子媒体

正本及び副本のデータ

※セキュリティに配慮した手段で提出すること。

- (2) 受付期間 2025年12月18日(木)から2025年12月26日(金)までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。）

提出書類は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

※受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

- (3) 受付場所 16(1)に同じ

- (4) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本8部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】の企画提案書の電子媒体」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、16(1)電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

- (5) その他

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議

を申し立てることはできない

※企画提案書及び価格提案書の提出期限後の差し替えは認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

10 受託候補者の選定について

2026及び2027年度イノベーションアカデミー共創研究拠点（スマートエネルギー棟）整備事業に係るオープンスペースの運營業務受託者選定委員会（以下「委員会」という）が審査基準及び配点（別紙4）に基づき、以下のとおり審査を行う。

（1）第1次審査

資格審査通過者が4者を超えた場合は、委員会において、参加申込時の提出書類を基に第1次審査を行う。別紙4の書類審査基準に沿って審査を行い、上位4者を選定し、審査結果を通知する。なお、参加資格審査通過者が4者以下の場合は、第1次審査を省略する。

（2）第2次審査

- ① 審査を通過した応募業者のプレゼンテーション、ヒアリングに基づき提案された内容を別紙4のプレゼンテーション審査基準に沿って審査を行う。総合点が最も高い提案者を受託候補者として委員会で決定する。

ア プレゼンテーションの時間は、1業者あたり15分以内とする。プレゼンテーション終了後、約10分のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーション・ヒアリングは匿名で実施するため、社名が判別、又は推察できる言動は厳禁とする。またプレゼンテーションは、企画提案書等の映像を投影する方法で行うが、投影スライドにも社名が判別、または推察できる記載は厳禁とする。

ウ プレゼンテーション会場への入場者は1業者あたり3名以内とする。

エ 審査は非公開とする。また、選考結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

② 最低基準点の設定

委員会による審査の結果、合計得点が審査基準兼配点表（別紙4）の合計点（100

点)の6割(最低基準点)を満たさない応募業者については失格とする。

得点が同点の場合は、「審査基準兼配点表」の評価項目「施設運営」の得点が高い者を受託候補者とする。さらに同点の場合は、くじにて受託候補者を決定する。

受託候補者が参加資格を満たさないと判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉するものとする。この場合も最低基準点を満たしていること。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施日時

2026年1月8日(木) 予定

④ 実施場所

大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス内

1 1 受託候補者選定結果の通知

(1) 通知日時 2026年1月中旬予定

(2) 通知方法 選考結果は第2次審査対象者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額

② 全提案事業者の商号又は氏名

③ 全提案事業者の評価点

* 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

* 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

1 2 契約条項を示す場所

ホームページに掲載

1 3 契約手続きについて

- (1) 受託候補者に決定された者と本法人との間で、経費等について参考見積額を上限額とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定にしたときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- (6) 本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則として「12契約条項を示す場所」で掲げている契約条項から変更できないものとする。

1 4 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

1 5 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

1 6 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構 財務部契約課

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構 産学官民共創推進室

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

TEL : 072-247-6101 FAX : 072-254-8421